

## トピックス

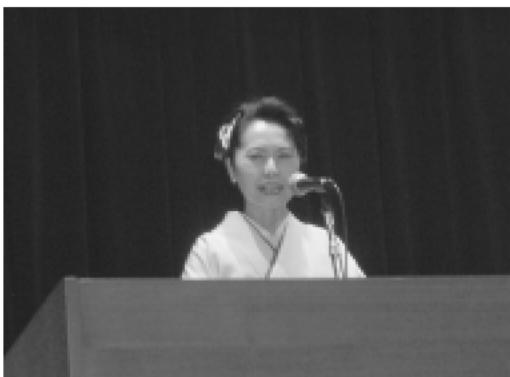
### 「ごみゼロフォーラム～ごみゼロ社会をめざす 『もったいない』を活かした地域づくり～」の開催について

平成22年度は、「ごみゼロ社会実現プラン」策定から5年が経過したことから、数値目標の見直しや取組事例の充実などプランの改定に取り組みました。その一環として、さまざまな視点からご意見をいただくパネルディスカッションや、ごみゼロについて自分の問題として考え、取り組んでいただくきっかけとなるよう、「もったいない」をテーマとした環境講談などを内容とするごみゼロフォーラムを開催しました。

はじめに、講談師神田紫さんから江戸時代のリサイクルや物を大切にする「もったいない」の気持ちを楽しく、わかりやすく伝える「もったいない善兵衛」と題し、環境講談を披露していただきました。

続いて、パネルディスカッションでは、コーディネーターの名古屋大学大学院教授 広瀬幸雄さんより、「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく三重県のごみの現状やプランの改定について説明が行われ、パネリストのNPO法人「NPOとばりサイクルネットワーク」副理事長 高屋充子さん、「井村屋グループ株式会社」内部統制室室長 野呂昌彦さん、「津市豊が丘小学校」教頭 橋本弘生さんより、市民・事業者・学校の立場でそれぞれの環境取組についてお話しいただきました。

会場では、県内環境団体の取組についての展示、嬉野コールジョイによるごみゼロソングの合唱があり、県内各地から230人の皆さんにご参加いただきました。



神田紫さんによる環境講談



パネルディスカッション

# 総 説

## トピックス

### 「あかね材」認証制度の誕生について

地球温暖化防止をはじめとする森林の公益的機能を発揮させていくためには、木材利用を通じ「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を進めていくことが大切です。このようななか、県内で発生しているスギノアカネトラカラミキリによる被害が、木材利用を進めるうえでの課題の一つとなっています。

スギノアカネトラカラミキリは、材に変色と腐朽を生じさせることから、商品価値を著しく低下させます。以前は、被害に遭ったスギ・ヒノキ材は、見えないところに使うなど地元の大工が工夫して使っていましたが、近年、住宅の工業化（プレカット）が進んだことから、大工の工夫が活かせなくなり、対策に苦慮しているところです。

こうしたなか、松阪地区木材協同組合が中心となり、平成16年度から、「被害材の実態調査」、被害材の性能が通常製品に比べ遜色ないことを科学的に検証した「性能評価基準の研究」や被害材に親しみやすい「あかね材」という名称を付け、ブランド化を進めるとともに、保育園等に実験的に提供してきました。平成22年8月には「あかね材認証機構」を設立し、一定の規格基準に適合した製品のみを「あかね材」として認証するとともに、取組を全県下に広げ、さらに、平成23年3月、同じ課題をかかる6県（岐阜、愛知、兵庫、奈良、和歌山、鳥取）の木材関係者と「あかね材連絡協議会・準備会」を開催し、情報の共有と協議会設置を決定しました。

こうした業界の活動を後押しするため、三重県では、平成22年12月に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」において、県有施設における「三重の木」認証材や「あかね材」認証材の優先使用を規定したところであり、「あかね材」の性能等を十分に説明し、利用の意義の理解をはかることで、公共建築物を中心に利用を促進していきます。



「あかね材」マスコットキャラクター  
あかねちゃん



「あかね材」認証材



「あかね材」を使用した住宅・H邸

## トピックス

### 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催について

平成22年10月18日～29日、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、179の条約締約国や関連国際機関、NGO、など1万3千人以上が参加しました。この会議では、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書や、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）などが採択されました。

また、COP10開催期間中を通して、地方公共団体、NGO、民間企業などによる関連事業が同時開催された他、隣接する会場では一般の人々が生物多様性の考え方方に触れる機会として「生物多様性交流フェア」も開催され、11万8千人を超える来場者でにぎわいました。三重県においても、隣り合う愛知県で開催される同国際会議に協力するため、「生物多様性国際自治体会議」への参加をはじめ、「生物多様性交流フェア」へブースを出展し県内の生物多様性の取組などを紹介したほか、COP10参加者を対象とした県内2地域（伊勢志摩地域コース・菰野町コース）での「エクスカーション」の実施するなど関連事業に参加しました。

今後は、COP10を通じて広まった生物多様性の考え方を展開するため、本県の地域特性を踏まえ、県民、事業者、民間団体、行政などのさまざまな主体が、それぞれの役割分担のもとに協働して、自発的に取り組めるよう総合的な指針となる「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくこととしています。

#### エクスカーションの模様



御在所岳山頂での植物観察



英虞湾でのシーカヤック体験



海岸で生物観察



三重県民の森での記念植樹

# 総 説

## トピックス

### 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

#### 【水生生物保全環境基準の新設】

これまでの水質環境基準は、人の健康の保護や人にとって良好な環境の保全を中心に考えて設定されてきましたが、健全で良好な水環境の保全のためには、水生生物への影響も考慮することが必要であると考えられるようになり、水環境における生態系の保護や生物多様性の確保等を目的として「水生生物の保全に係る水質環境基準」（水生生物保全環境基準）が新たに設定されました。

#### 【水生生物保全環境基準の水域類型の指定】

「水生生物保全環境基準」は、水生生物の生息状況に応じた水域類型が設けられており、河川では、比較的低温域を好む水生生物の生息環境を対象とする「生物A」、比較的高温域を好む水生生物の生息環境を対象とする「生物B」、産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域を対象とする「生物特A」及び「生物特B」が設定されています。都道府県知事等は、過去・現在・将来の水域の状況を考慮し、各水域の政策目標を定めるため、水域類型の指定を行う必要があります。

三重県では、水域類型の指定を行うために、県内43河川について、水質・水温の状況、河川の構造等の状況、水生生物の生息状況、産卵場及び幼稚仔の生育場の概況等の調査を平成22年度までに行ってきました。現在、これらの調査結果をもとに水域類型の指定について検討を行っています。



(調査風景)



(調査風景)



アマゴ（生物A類型対象種）



オイカワ（生物B類型対象種）